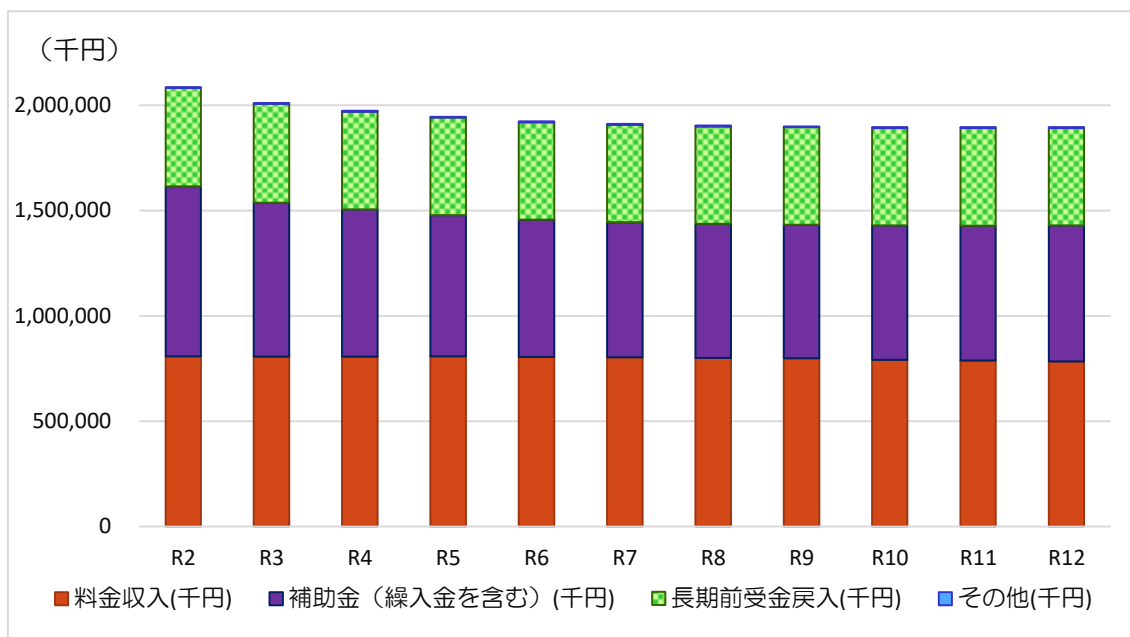


## 第4章 投資・財政計画（収支計画）

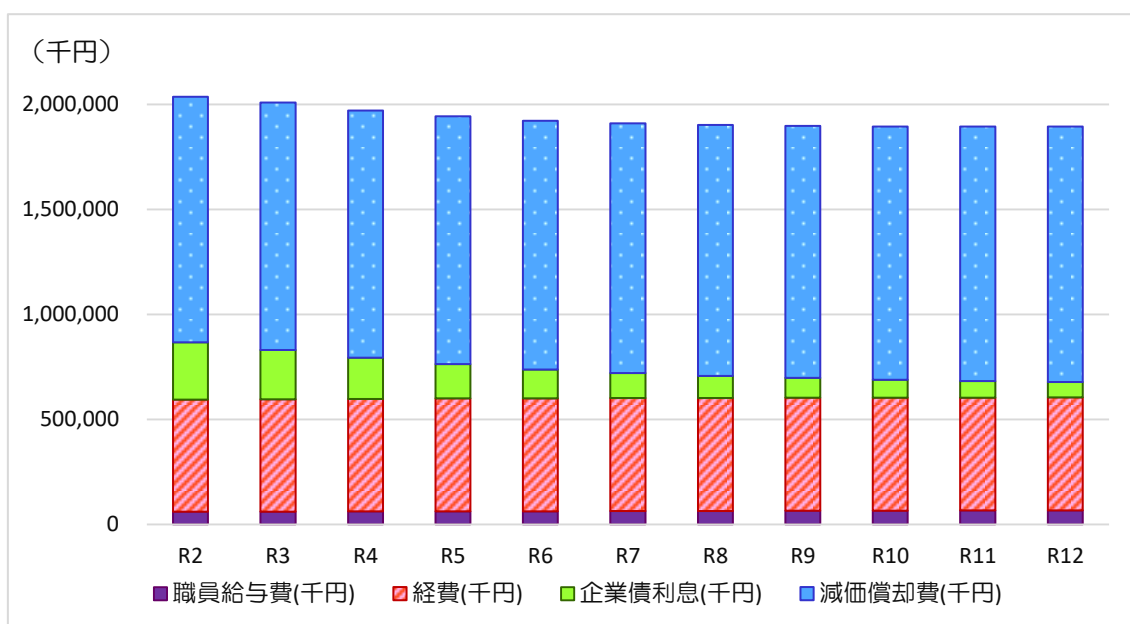
### 1. 投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画（収支計画）は別紙のとおりです（別紙2）。

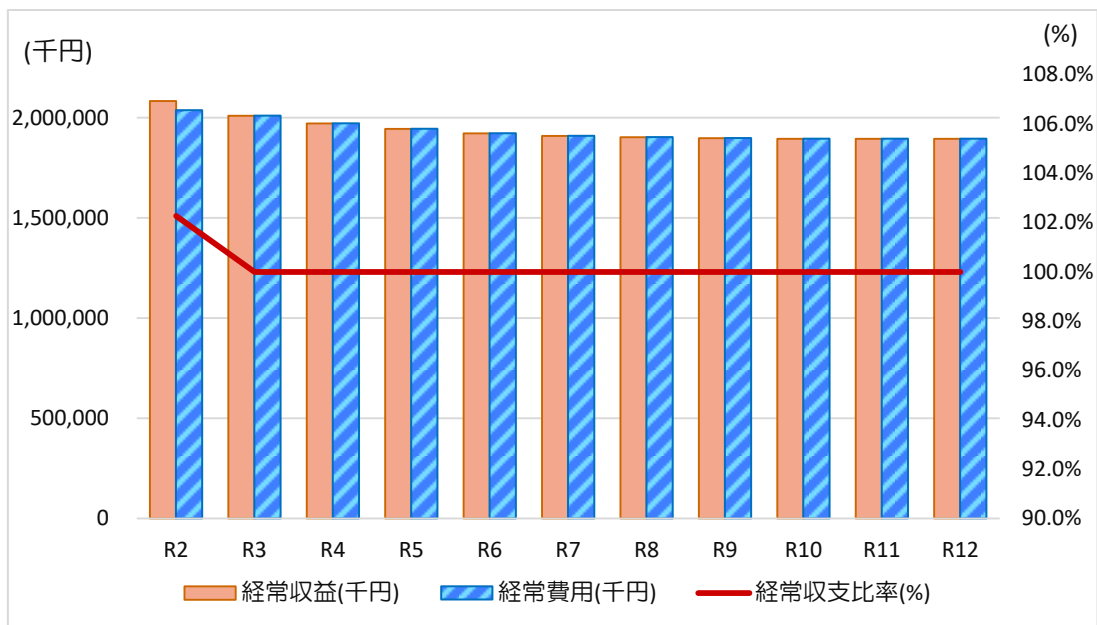
（図表 4-1）経常収益の構成と推移



（図表 4-2）経常費用の推移



(図表 4-3) 経常収支比率の推移

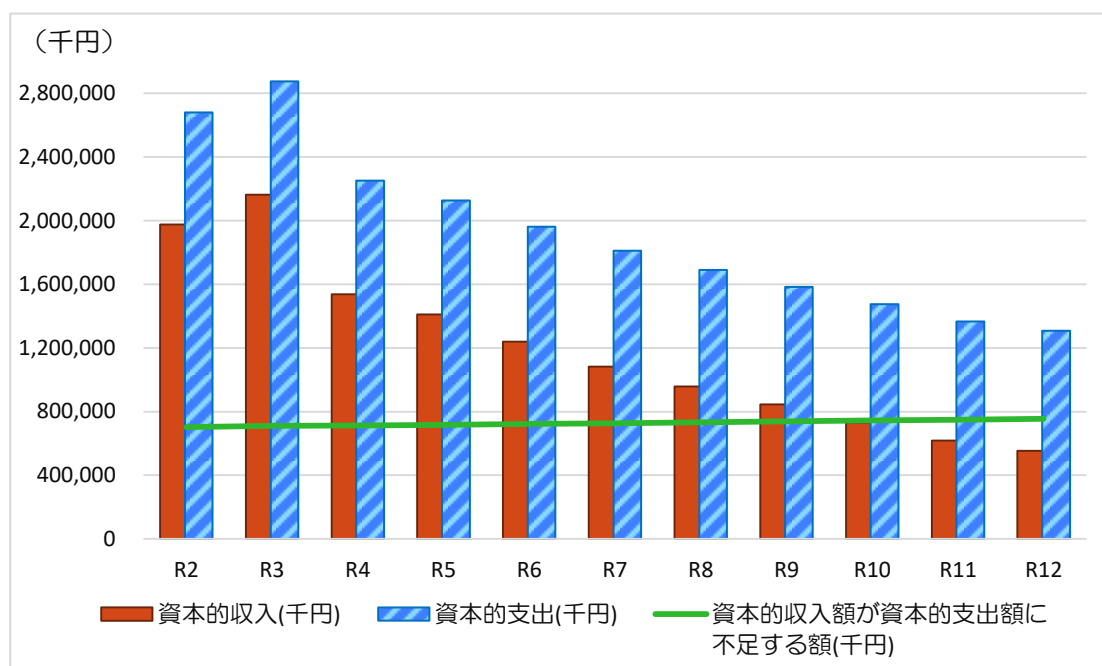


経常収益は、主に使用料収入（料金収入）、一般会計からの繰入金及び長期前受金戻入<sup>4</sup>です（図表 4-1）。経常費用は、主に職員給与費、経費（流域下水道負担金や光熱水費、委託料など）、減価償却費及び企業債の支払利息です（図表 4-2）。

料金収入はわずかに減少していく予測となりました（図表 2-4）が、一般会計からの繰入金で収支不足分を補っており、本経営戦略期間中の経常収支比率は 100%を維持して推移していく見通し（図表 4-3）となりました。

<sup>4</sup> 長期前受金戻入…減価償却を行うべき固定資産の取得又は改良に充てるための補助金等の交付を受けた場合に、地方公営企業法施行令第 26 条第 1 項及び地方公営企業法施行規則第 21 条第 1 項の規定により繰延収益（「長期前受金」）として整理した額を、当該固定資産の減価償却に対応して収益化したものをいう。

(図表 4-4) 資本的収支の推移



資本的収入は、主に企業債、他会計出資金、国庫補助金及び都補助金で、資本的支出は主に建設改良費と企業債償還金です。建設改良費の財源としては、国及び都からの補助金、一般会計からの繰入金及び企業債を予定しています。また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、損益勘定留保資金<sup>5</sup>で補填できる見込みです（図表 4-4）。

<sup>5</sup> 損益勘定留保資金…減価償却費、たな卸資産減耗費等の収益的収支における現金支出を必要としないものを費用に計上することによって留保される資金のこと。ただし、補てん財源として使用できる額は、これらの費用の合計額から長期前受金戻入や欠損金見込み額を控除した額となる。

## 2. 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

投資・財政計画（収支計画）は、今後の整備予定を踏まえた上で、本市の下水道を取り巻く事業環境を勘案して策定しました。

今後の整備に関しては、経済性等を勘案し、『適切な汚水処理の概成』と『健全な事業運営』を柱に、次の長期目標（令和 17 年度）を定めることとします（図表 4-5）。そのため、投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっては、この目標を達成することを前提としました。

（図表 4-5）汚水整備における管理目標

目標の視点	目標指標	中期目標(R7 年度)	長期目標(R17 年度)
適切な汚水処理の概成	汚水処理人口普及率	99%	100%
	水洗化率	97%	97%

### （1）収支計画のうち投資についての説明

#### ➤ 目標

- ・計画的な管渠の更新と維持管理の実施
- ・適切な汚水処理の概成
 

令和 7 年度：汚水処理人口普及率 99%、水洗化率 97% 令和 17 年度：汚水処理人口普及率 100%、水洗化率 97%
--
- ・流域下水道との連携強化による全体効率の向上

#### ➤ 考え方

本市下水道は整備開始が他市と比較して遅かったこともあり、いまだ整備途上にあるとともに、整備済み施設については更新時期の到来が迫っています。今後の整備については、令和 12 年度の概成・令和 17 年度の整備完了（汚水処理人口普及率 100%・水洗化率 97%）を目指して、経済性等を勘案し、順次整備を進めていきます。既存施設の更新については、予防保全的観点から計画的な修繕を着実に実施することで施設の長寿命化を図りつつ、計画的かつ効率的に更新を実施します。

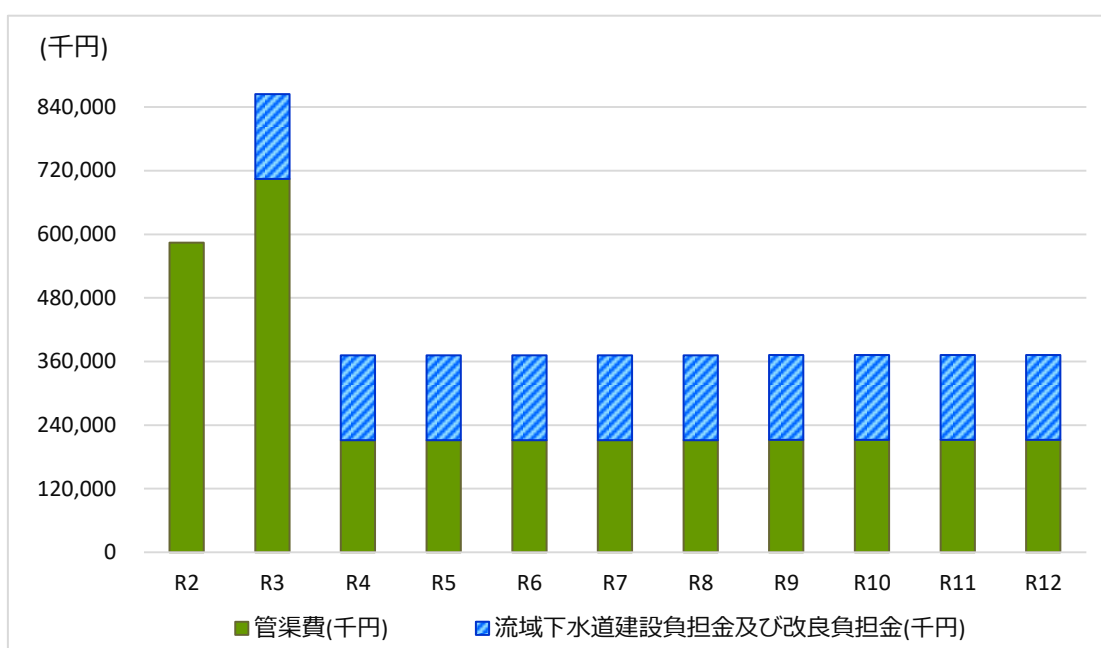
整備及び更新にあたっては、本市下水道が接続する多摩川流域下水道の状況を踏まえるとともに、積極的な連携を図り、多摩地域全体での公衆衛生の向上に資するよう留意することとします。

➤ **建設改良費の推移と内訳**

本市は、令和 12 年度概成、令和 17 年度の整備完了を目指して公共下水道整備計画区域内の未整備区域について、順次、管路施設の布設を行います。また、本市は、東京都の流域下水道本部に対して、八王子水再生センターの建設費として流域下水道建設負担金を支払っており、加えて、令和3年度以降は、改良工事に係る費用として全汚水量の約 2%分の改良負担金を支払うこととなっています。

建設改良費の推移は次のとおりです（図表 4-6）。

（図表 4-6）建設改良費の推移



(2) 収支計画のうち財源についての説明

➤ **目標**

- 収支構造の適正化に向けた料金収入の確保及び経費の縮減
- 基準外繰入金の抑制
- 健全な事業運営

➤ **考え方**

人口減少に起因する将来的な収入の減少により、今後、一層の経費削減に係る取り組みの重要性が増大します。そのため、これまでの取組みとその成果に安住することなく、現状低い水準にある経費回収率の向上を目指し、特に本経営戦略の期間中においては、一層のコスト節減に注力します。また、投資の実施にあたっては、財務の健全性を損ねること

のないよう財源構成について十分な検討を重ねるとともに、適切な料金水準についても並行して検討し、一般会計からの基準外繰入の圧縮に努めます。

➤ 各財源に関する事項

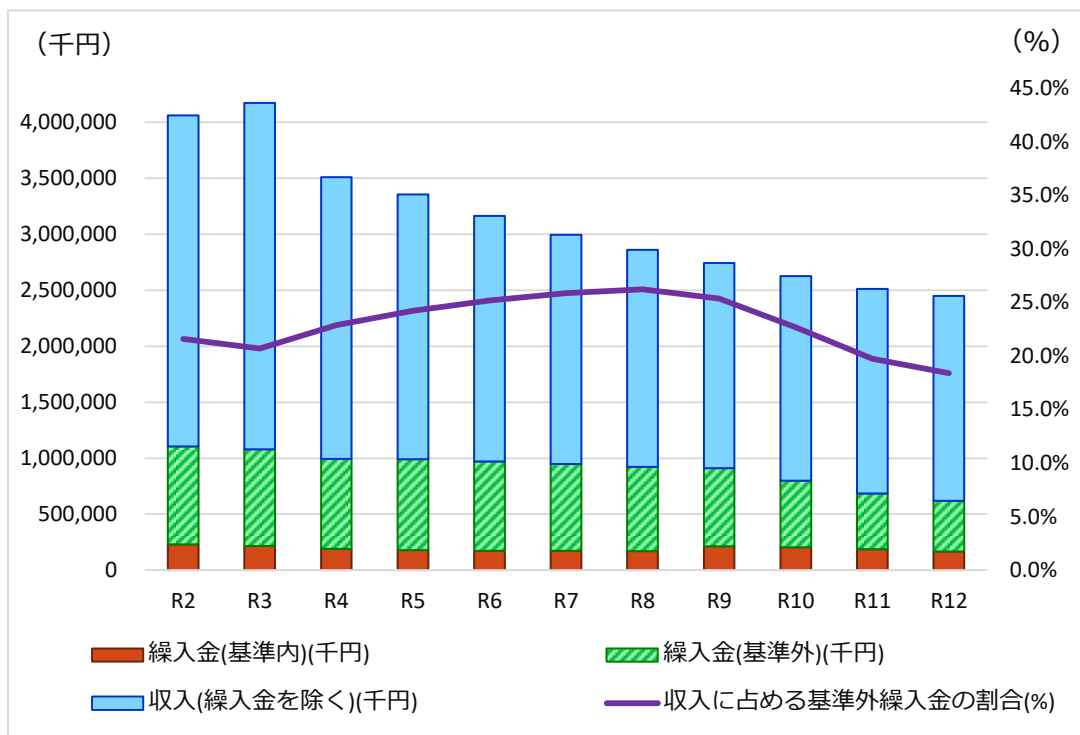
①料金収入

第2章3のとおりです（図表2-4）。本経営戦略では、料金体系を維持することを前提としていますが、低い水準にある経費回収率の改善や基準外繰入金の抑制を図る、健全な経営状態を築くために、今後、料金の改定について検討します。

②繰入金

実質収支が均衡となるよう、資金収支不足額を繰入金によって賄うこととします。そのため、繰入金には総務省「地方公営企業繰出金について（通知）」が示す繰出基準内の繰入金に加え、基準外の繰入金を計上することになりました。

（図表 4-7）収入に占める繰入金の割合



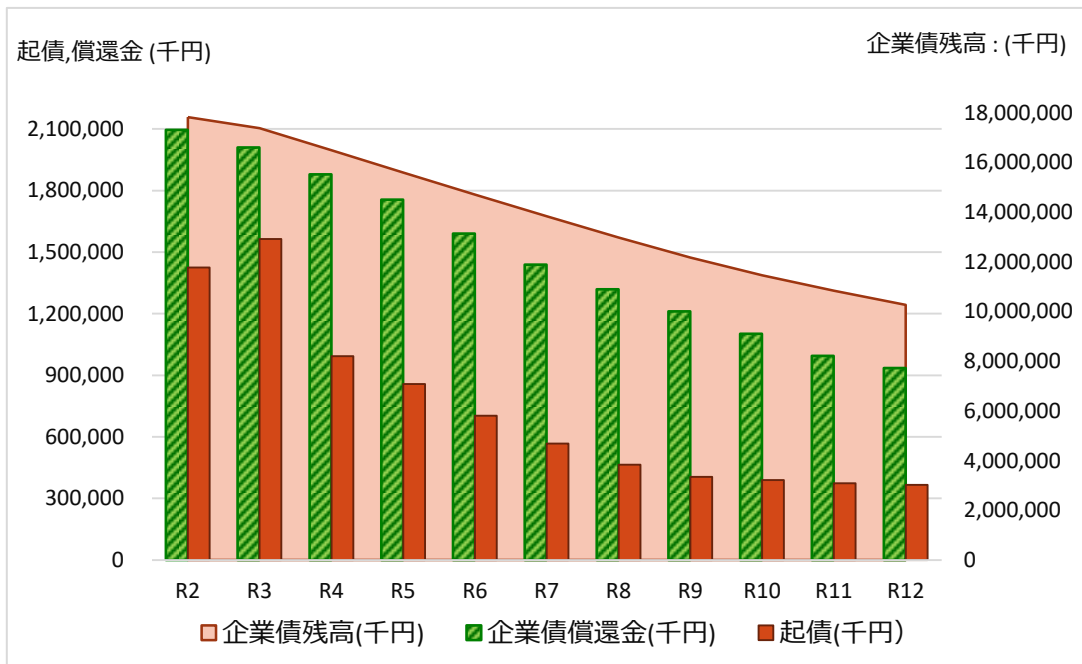
### ③企業債

建設改良のための公共下水道事業債…建設改良費（公社事務費分を除く管渠整備事業費）から国庫補助金・都補助金を控除した額に対して 100%。

流域下水道事業債…流域下水道建設負担金及び改良負担金に対して 100%。

資本費平準化債…発行可能額。

（図表 4-8）企業債残高と償還額の推移



本経営戦略期間中に実施予定の事業に係る費用については、一部を国及び都からの補助金で賄い、残額については、一般会計からの繰入金の他、世代間の公平性を確保するため、企業債を発行します。

企業債の残高は、計画的な償還により順調に縮小していく見込みです。

### ④国庫補助金

建設改良費（管渠費）における補助基本額の 2 分の 1 とします。

### ⑤都補助金

建設改良費（管渠費）における補助基本額の 100 分の 2.5 とします。

### (3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

収支計画のうち、投資以外の経費に係る考え方は次のとおりです。

#### ①職員給与費

一人あたりの職員給与費に職員数を乗じて算定しました。一人あたりの職員給与費は、令和2年度の予算額を基準として年1.0%の昇給を加味しました。

#### ②流域下水道負担金

東京都の流域下水道に接続していることから、維持管理等に係る負担分として、東京都に対し流域下水道負担金を支払っています。予測汚水処理量に1 m<sup>3</sup>あたりの負担金の額（税抜35.18円）を乗じて算定しました。

#### ③その他経費

- ・会計年度任用職員報酬については、一人あたりの報酬額に職員数を乗じて算定しました。一人あたりの報酬額は令和2年度の予算額を基準として、人員数は現状通り2名で一定としています。
- ・会計年度任用職員報酬を除くその他の経費については、直近5年間（平成27年度から令和元年度）の実績平均値に0.5%の物価上昇率を加味して算定しました。

#### ④減価償却費

既得資産の減価償却費については、企業会計システムより推計し、令和2年度以降に取得予定の資産に係る減価償却費については、取得資産に応じ、管渠費については50年、流域下水道建設負担金は45年で償却費を算定しました。

#### ⑤支払利息

既発行企業債に係る支払利息は、約定利率と償還に係るスケジュールをもとに算定しました。また、令和2年度以降の起債に係る支払利息は、次のとおりです。なお、利率は年利0.6～1.5%で算定しています。

- ・下水道事業債（公共下水道・流域下水道）  
…償還期間30年間（据置期間5年間）元金均等
- ・資本費平準化債…償還期間20年間（据置期間3年間）元金均等
- ・下水道事業債（特別措置分）…償還期間15年間（据置期間3年間）元利均等



### 3. 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ➤ 今後の投資についての検討状況等

広域化・共同化・最適化に関する事項	本市は東京都の多摩川流域下水道に接続しています。これまで、下水道の整備にあたっては、全体計画との整合性に留意しつつ取り組むとともに、維持管理についても多摩川流域下水道に接続する周辺市町村や東京都等との緊密な連携のもとで適正に対応しています。引き続き、周辺の状況を踏まえながら本市下水道関連施策の発展的展開を図ります。
投資の平準化に関する事項	更新を要する管渠が、今後集中的に発生してくる見込みです。更新時期の重複は資金確保に重大な影響を与えることから、現在、事業費の平準化を考慮した最適な改築シナリオの作成を含む、ストックマネジメント実施方針を策定している段階です。各設備の老朽化の状況や耐震性を考慮して緊急性や重要性を十分に勘案し、優先順位に沿って計画的に更新を実施します。
民間活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)	現時点でPPP/PFIなどの民間活用手法の導入予定はありません。
その他の取組み	該当事項はありません。

#### ➤ 今後の財源についての検討状況

使用料の見直しに関する事項	公営企業は、独立採算による経営が原則であるため、公費負担分を除き、汚水処理費を使用料で賄っていく必要があります。 本経営戦略策定時点では、料金改定の実施については未定ですが、一般会計からの基準外繰入を抑制して独立採算制による経営を行っていくため、市内の状況や多摩川流域下水道をとりまく環境及び社会的要請等を見極めながら適切な料金水準を検討します。
資産活用による収入増加の取組みについて	現状、活用できる資産等の保有はなく、特筆すべき事項はありません。
その他の取組み	該当事項はありません。

➤ 投資以外の経費についての検討状況

民間活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現時点では、下水道事業の業務の一部を(公財)東京都都市づくり公社に委託していることから、包括的民間委託やPPP/PFIなどの民間活用手法の導入予定はありません。今後も、コストの削減可能性や事業の安定性、危機管理体制の確保等を総合的に勘案し、最も適切な事業の実施手法を検討します。
職員給与費に関する事項	公営企業として、職員一人ひとりの能力と意欲の向上につながるよう環境整備に努めるとともに、業務内容の継続的見直しやさらなる効率性の向上を図り、経営の健全化を目指します。
動力費に関する事項	該当事項はありません。
薬品費に関する事項	該当事項はありません。
修繕費に関する事項	ライフサイクルコスト抑制のため、既存施設の定期的保守点検を実施します。点検の実施にあたっては、道路点検と連携して実施するなど、最小限のコストで最大の効果を発揮できるよう、各段階で工夫を重ねます。
委託費に関する事項	民間委託を行うことによる経済性と業務の効率性、さらには技術継承の面などを考慮して、業務委託の範囲を検討します。
その他の取組み	特筆すべき事項はありません。